明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**総務**四四）　一

〔告　示〕

○予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件（**総務**一六一）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**一五八）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**一五九）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**一六〇）　三
○人道的援助及び災害救助活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**一三一）　三
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称及び学科名の変更届出があった件（**経済産業**八三）　四
○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をした件（**同**八四）　四
○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通**五〇三）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**五〇四～五〇六）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**五〇七）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（**観光庁**八）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**防衛**六五～六八）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**六九）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**七〇）　六
○道路に関する件
（**東北地方整備局**八六）　六
○都市公園の供用を開始する件
（**関東地方整備局**二一一）　七
○自動車専用道路に関する件
（**同**二一二）　七
○道路に関する件（**同**二一三～二一七）　七
○都市公園の供用を開始する件
（**中部地方整備局**九八）　八
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**七六）　八
○道路に関する件
（**中国地方整備局**一〇六）　八
○道路に関する件
（**北海道開発局**六五、六六）　八

〔国会事項〕

中央卸売市場整備計画の変更の公表について（農林水産省）　四
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　四

〔人事異動〕

最高裁判所　四

〔官庁報告〕

官庁事項　五

〔公　告〕

諸事項　六

官庁
建築士懲戒処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　七
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更関係　七
会社その他

省　令

○総務省令第四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十一日

総務大臣　新藤　義孝

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「市町村行政機能応急復旧補助金
住民等交流事業費補助金」を削り、「地域経済活性化・雇用創出臨時交付金」を「地域経済活性化・社会保障・税番号制度システム整備費補助金
先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金」に改め、「衛星放送受信対策事業費補助金」、「住宅用火災警報器普及支援事業費補助金」、「災害発生県内消防応援活動費付金
及び「東日本大震災復興推進事業費補助金」
（ＩＣＴによる広域連携商業ネットワーク整備に係るものに限る。）」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十五年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。